

鳥取県就農研修交付金交付要綱

制定 平成27年10月22日付第201500107421号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県就農研修交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、有望な魅力ある人材を農業分野へ導き、本県農業の活力増進に資するため、次世代を担う農業人材の育成を図り、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県立農業大学校において実施する職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）に基づく公共職業訓練（以下「アグリチャレンジ科」という。）または鳥取県立農業大学校研修課程実施要領第2の2の規定に基づき実施する先進農家実践研修（以下「先進農家実践研修」という。）を受講する別表の第2欄に掲げる者（以下「研修受講者」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、別表の第3欄に掲げる交付基準額以下とする。

3 本交付金は、鳥取県就農研修交付金事業実施要領（平成27年10月22日付第201500107421号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）第4の研修受講状況の確認後に1か月ごとに交付するものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、アグリチャレンジ科は開始日から30日以内、先進農家実践研修は本交付金の受給資格が生じた日から30日以内に行わなければならない。

2 第1項の交付申請は様式第1号によるものとし、規則第5条の申請書とみなす。なお、申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。この場合においては、当該書類を同条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

(1) 受講しようとする研修（アグリチャレンジ科を除く。）の内容が明らかとなる資料の写し

(2) 研修の受講が認められたことが明らかになる書類の写し

(3) 年齢が確認できる書類の写し

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、アグリチャレンジ科及び先進農家実践研修（以下「対象研修」という。）の終了又は中止若しくは廃止の日から30日を経

過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象研修等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 本交付金の実績報告書は、様式第3号によるものとし、規則第17条第1項の報告書とみなす。なお、実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。この場合においては、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

(1) 対象研修が終了した場合は、対象研修が修了したことが明らかとなる書類の写し

(2) その他必要と認める書類

(補助金等進捗状況報告の時期等)

第8条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 前項による報告は様式第4号によるものとする。

(交付金の返還等)

第9条 第3条第1項の規定により本交付金を受けた研修受講者は、実施要領第7の規定により本交付金を返還する義務が生じた場合は、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。この場合においては、研修受講者本人の死去や疾病等やむを得ない事情により研修の中止等をせざるを得ないと知事が認める場合を除き、規則第21条第3項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消し、県は規則第22条第1項の規定により交付金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。